東大阪市立日新高等学校 学校食堂・購買営業及び自動販売機設置事業者

募集要項に係る仕様書

1　使用許可物件

（1）食堂・購買

使用許可場所	使用許可面積	使　用　料（年間）	位　置
東大阪市日新高等学校 校舎の一部	95.84 ㎡	34,332 円	別紙 1 参照

（2）自動販売機

使用許可場所	設置場所	台数	使用料（年間）	位　置
東大阪市立日新高等学校 校舎の一部	日新高等学校内 食堂入口横	4	1 ㎡あたり 881 円	別紙 1 参照
東大阪市立日新高等学校 校舎の一部	日新高等学校内 玄関付近で検討中	1	1 ㎡あたり 3,582 円	別紙 1 参照

※自動販売機については、原則 5 台設置するものとし、設置場所及び自動販売機の種類等は、学校と協議して決定する。

※（1）（2）については、募集要項の「1　事業概要」を参照すること。

2　経費の負担

募集要項の「3　応募条件等　（3）必要経費の負担　⑥施設等の運営に必要な一切の光熱水費並びにこれらに必要な維持管理費用」に定める、光熱水費及びその他経費の負担内容は次のとおりとする。

・自動販売機の設置及び移設・増設・撤去に要した工事費等の一切の費用は、設置事業者の負担とする。また、自動販売機の運転に必要な光熱水費は全額設置事業者の負担とする。なお、毎月の光熱水費使用料は指定する期限までに納めること。

・電気料金・水道料金は事務室よりメーターを確認のうえ請求する。

・ガスを使用する場合は、直接事業者がガス会社と契約し、使用料等も直接支払うこと。
（都市ガス整備済み）
・食堂、購買には電話は設置していないため、必要であれば事業者で準備すること。
（内線電話のみ設置済み（食堂、事務室、職員室、各準備室と連絡可能））
・食堂内の装飾、サイン類及び利用者サービス向上のための内装演出については、事業者の負担により実施すること。

3　使用条件等

（1）食堂営業時間について

営業時間は、原則 10 時～14 時までとするが、学校と協議のうえ設定すること。
午後も授業のある日の昼食休憩時間帯の 12 時 40 分から 13 時 15 分までの間は、特別な事情のない限り必ず営業すること。
45 分授業や変則時間の時はその時間に合わせて営業時間を変更すること
また、テスト期間中・土・日・祝日の営業については、別途協議に応じるが、学校からの要望を優先すること。
なお、学校の年間行事予定表、及び月間行事予定表を事前に渡すので、営業の参考にすること。ただし、学校行事、休憩時間は変更が生じるため必ず毎月学校に確認すること。
インフルエンザ等の流行により、学校全体の休校措置、学級閉鎖、学年閉鎖が急遽発生することがあることは事前に想定しておくこと。
急遽休校等があった場合でも、食材等の補償はできない。

（2）購買営業時間について

営業時間は事前に学校と協議し決定すること。
なお、学校の午前中の休憩時間は【9 時 40 分～9 時 50 分】、【10 時 40 分～10 時 50 分】、【11 時 40 分～11 時 50 分】となる。
また、テスト期間中・土・日・祝日の営業については、別途協議に応じるが、学校からの要望を優先すること。
なお、学校の年間行事予定表、及び月間行事予定表を事前に渡すので、営業の参考にすること。ただし、学校行事、休憩時間は変更が生じるため必ず毎月確認すること。
インフルエンザ等の流行により、学校全体の休校措置、学級閉鎖、学年閉鎖が急遽発生することがあることは事前に想定しておくこと。
急遽休校等があった場合でも販売物（パン等）の補償はできない。

（3）火元責任者の配置について

厨房には、常勤の火元責任者を配置し、従業員等を含めて防火管理を徹底すること。

（4）学校敷地内での禁煙について

学校敷地内は、終日全面禁煙とする。
従業員等に周知徹底すること。

（５）食材・物品類の搬入・搬出等について

食材・物品類の搬入・搬出等については、学校の指示に従うこと。
＊機械警備を導入していることから必ず事前確認すること。

（６）食堂・厨房・購買・更衣室・手洗所内の現状について

使用許可対象の各室内は、日常の清掃を行うこと。
建物の経過年数に伴う壁面・床面等に傷み・汚れがある。
学校は原則として、使用許可前、使用許可後に関わらず、これらの経年による傷み・汚れの修復は行わない。
通常の清掃や模様替えを行う場合は、事業者の負担により行うこと。

（７）厨房・購買の設備・什器・備品等について

（別紙３）厨房設備等無償貸与物品一覧表に記載の物品を無償貸与する。
記載している物品については、機能及び状態を十分確認すること。
学校は使用期間中の耐用を保証するものではない。
なお、営業に必要な什器・備品等について、（別紙３）厨房設備等無償貸与物品一覧表に記載以外の物品については、事業者の費用負担により用意すること。
また、（別紙３）厨房設備等無償貸与物品一覧表に記載の物品について、学校の許可を受けて貸与物品に代えて事業者の費用負担により、什器・備品等を持ち込むことができるが、貸与備品が不要な場合は保管・管理場所は学校の指示に従うこと。

（８）自動販売機設置方法等について

自動販売機は、１台ごとに学校と協議し設置すること。
また、自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。
設置を行う際は、事前に固定方法及び使用する固定金具（アンカーボルトを含む）について学校の承認を受けること。

（９）販売品目及び提供価格について

食堂

学校食堂におけるメニューは、下記のメニュー表に記載している販売品目を概ね用意しなければならないものとし、提供価格についても概ね従うこと。
なお、販売品目及び提供価格を変更する場合は、事前に学校と協議し、承認を受けなければならない。

販売品目	提供価格（消費税含む）
定食及びセット	500 円～600 円程度
丼類	450 円～550 円程度
うどん・そば類	250 円～400 円程度
カレーライス類	350 円～450 円程度
ラーメン類	350 円～400 円程度
おにぎり類	150 円程度

【補足】

・定食、丼類、カレーライスのご飯大盛は 50 円程度。

・うどん・そば、ラーメン類の麺類の大盛は 100 円程度。

・日新高校の食堂の看板メニューとして商品開発し、限定的に販売することを目的とする場合、金額の上限を上げることは可能。（例えば、日新ラーメンや日新丼のようなイメージ）

・調味料（ソース、しょうゆ等）の提供を行うこと。

購買

・購買における販売品目については、パン・おにぎり・お弁当・丼・唐揚げ・ポテト等とする。

・生徒が使用する学校指定の校章（バッチ）・スリッパ・ネクタイ・リボン・体操服・体育館シューズ・文具用品等の販売等については、学校からの要望があった場合、双方協議の上決定すること。

・標準小売価格を上回る価格で販売しないこと。

・販売品目及び提供価格を変更する場合は、事前に学校と協議し、承認を受けなければならない。

自動販売機

①販売品目は、飲料、菓子パン、アイス等とし、その他は学校と協議の上決定すること。（たばこ、酒類の販売は厳に行わないこと。）

②販売金額（消費税額含み）は、標準小売価格を上回る価格で販売しないこと。

（10）自動販売機維持管理責任について

次のことを遵守すること。

①商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、事業者が行うこと。

また、常に商品の賞味期限に注意し、在庫・補充管理を適切に行うこと。

なお、リース等の契約により、自動販売機の所有、設置管理、故障時の対応、商品の補充及び売り上げ代金の回収等を他者に行わせようとする場合は、自動販売機を設置しようとする日までに当該他者との間で委託契約、協定等を締結していなければならない。

その場合にあっては、事業者として決定を受けた後、当該委託契約、協定等の書類の写しを学校に提出すること。

②原則として、清涼飲料水等の自動販売機に、販売する飲料の容器（缶、ペットボトル等）の種類

に応じた使用済容器の回収ボックスを設置し、事業者の責任で適切に回収・処分及びリサイクルすること。

なお、回収ボックスの設置にあたっては、使用許可された区域以外に設置した場合であっても、その面積は使用許可面積に算入しない。

③衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。

④自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

（11）売り上げ実績等の報告について

事業者は、許可を受けた食堂・購買及び自動販売機の設置期間中における、収支実績（仕入れ値・人件費・光熱水費（電気、ガス、水道）・税・売上額・その他等）を食堂・購買及び自動販売機設置ごとに、毎年度末に学校へ報告すること。（自動販売機 5 台は区別、光熱水費は一本化）

4　参考データ

（1）勤務する教職員数等（令和 8 年 11 月 1 日現在）

区分	人数
教職員等	74 名
生徒	554 名

（2）食堂の営業

①食堂利用可能座席数　約 160 席

②食堂及び購買の売上げ等の状況

		令和 4 年度		令和 5 年度	
		営業日数	売上額	営業日数	売上額
食堂売上額		122 日	1,629,951 円	117 日	1,531,510 円
購買売上額		122 日	3,846,855 円	173 日	5,408,710 円
光熱水費（年間） （食堂・購買・自動販売機）	電気	86,886 円		108,773 円	
	水道	116,897 円		89,559 円	
	ガス	213,387 円		202,432 円	

		令和 6 年度		令和 7 年度	
		営業日数	売上額	営業日数	売上額
食堂売上額		121 日	2,056,725 円	121 日	2,819,480 円
購買売上額		178 日	6,105,685 円	170 日	6,422,100 円
光熱水費（年間） （食堂・購買・自動販売機）	電気	151,326 円		185,515 円	
	水道	92,202 円		122,669 円	
	ガス	203,804 円		240,885 円	

		令和 8 年度（4 月～9 月）	
		営業日数	売上額
食堂売上額		63 日	1,379,560 円
購買売上額		91 日	2,756,255 円
光熱水費（年間） （食堂・購買・自動販売機）	電気	110,136 円	
	水道	119,885 円	
	ガス	90,054 円	

（3）自動販売機の売り上げ実績

設置場所	売上額				
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度 （4 月～9 月）
食堂入口横 飲料自販機	1,122,704 円	1,019,422 円	1,094,073 円	987,338 円	489,115 円
食堂入口横 アイスの 自販機	1,053,000 円	966,000 円	1,191,000 円	819,000 円	478,000 円
食堂入口横 飲料自販機	1,674,525 円	1,779,174 円	1,770,689 円	1,453,070 円	738,893 円
玄関近くの 飲料自販機	834,366 円	932,749 円	1,104,507 円	1,012,692 円	481,387 円

5　その他

（1）食堂を利用する生徒、教職員等の意見や要望を聴き、即座に改善を反映することのできる、利用者にオープンな食堂をめざすため、食堂内への「ご意見箱」の設置や、利用者を対象としたアンケ

ート（年１回以上）の実施などの対策を積極的に講じること。

（２）この仕様書に定めるもののほか、使用に関して調整が必要な事項が生じた場合は、学校と協議しなければならない。それでも決定しない場合は、学校の方針に従うものとする。